

平成24年（2012年）第4回市議会定例会本会議（12月14日）

予算決算常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました議案第89号、第90号、第127号、第138号及び第141号の以上5件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

本議案は、11月20日の予算決算常任委員会理事会において、担当する各分科会に送付することを決定し、12月3日及び5日の分科会において、詳細な審査を行いました。

これを受け、委員会は、12月12日会議を開き、各分科会委員長の報告を聴取しました。

次いで、質疑及び総括質疑はなく、討論において、井坂新哉委員から「議案第138号都市公園条例中改正についての改正内容のうち、佐原2丁目公園のサッカー場の使用料設定に関して、市内及び他都市の有料公園施設の使用料と比較しても、高い設定と言わざるを得ない。また、使用料設定の根拠として、サッカー場利用率が50%と仮定して、1年間の経費のうち、受益者負担として施設の維持管理費の60%の負担をしてもらうとのことですが、なぜ60%なのかという説明責任を果

たしていないと同時に、今後、維持管理費の60%を受益者負担として求めることになれば、他の施設使用料の値上げにつながるおそれがある。よって、このサッカー場が市民にとって本当に必要なものとして、また、多くの市民の身近な施設となるためにも使用料設定の見直しが必要と思われることから、議案第138号に反対する」旨の意見があり、採決の結果、議案第89号は全会一致で承認すべきものと、議案第90号、第127号及び第141号の以上3件は全会一致で、議案第138号は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと、それぞれ決定しました。

以上で報告を終わります。